

広島県告示第六百十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十一年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名	称	所	在	地
医療法人明和会益田病院		山県郡北広島町壬生四三三番地の四		

二 救急病院として認定された病院

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
医療法人明和会北広島病院		山県郡北広島町壬生四三三番地の四			平成二十四年六月二一日	新規